

須坂都市計画道路の変更（概要）

（長野県決定）

【起点又は終点の変更、車線数の決定】 ○3・5・3号 駅前線

【起点又は終点の変更】 ○3・4・4号 山田線

（須坂市決定）

【起点又は終点の変更、車線数の決定】 ○3・5・2号 飯山線

【起点又は終点の変更】 ○3・5・6号 八町線

○須坂都市計画道路 …19路線、延長48.14 km ※令和4年度末
（改良済み延長 約23.69 km、整備率49%）

須坂都市計画道路は、経済の成長や人口の増加、交通量の増加、市街地の拡大などの社会・経済状況を背景に計画決定されてきたが、近年、人口減少、経済成長の鈍化等、社会情勢が大きく変化している。

このため、「都市計画道路見直し指針（2006年 長野県）」や「都市計画道路の見直しの手引き（2017年 国土交通省）」に基づき、必要性の検証を行いながら見直しに取り組んできた。

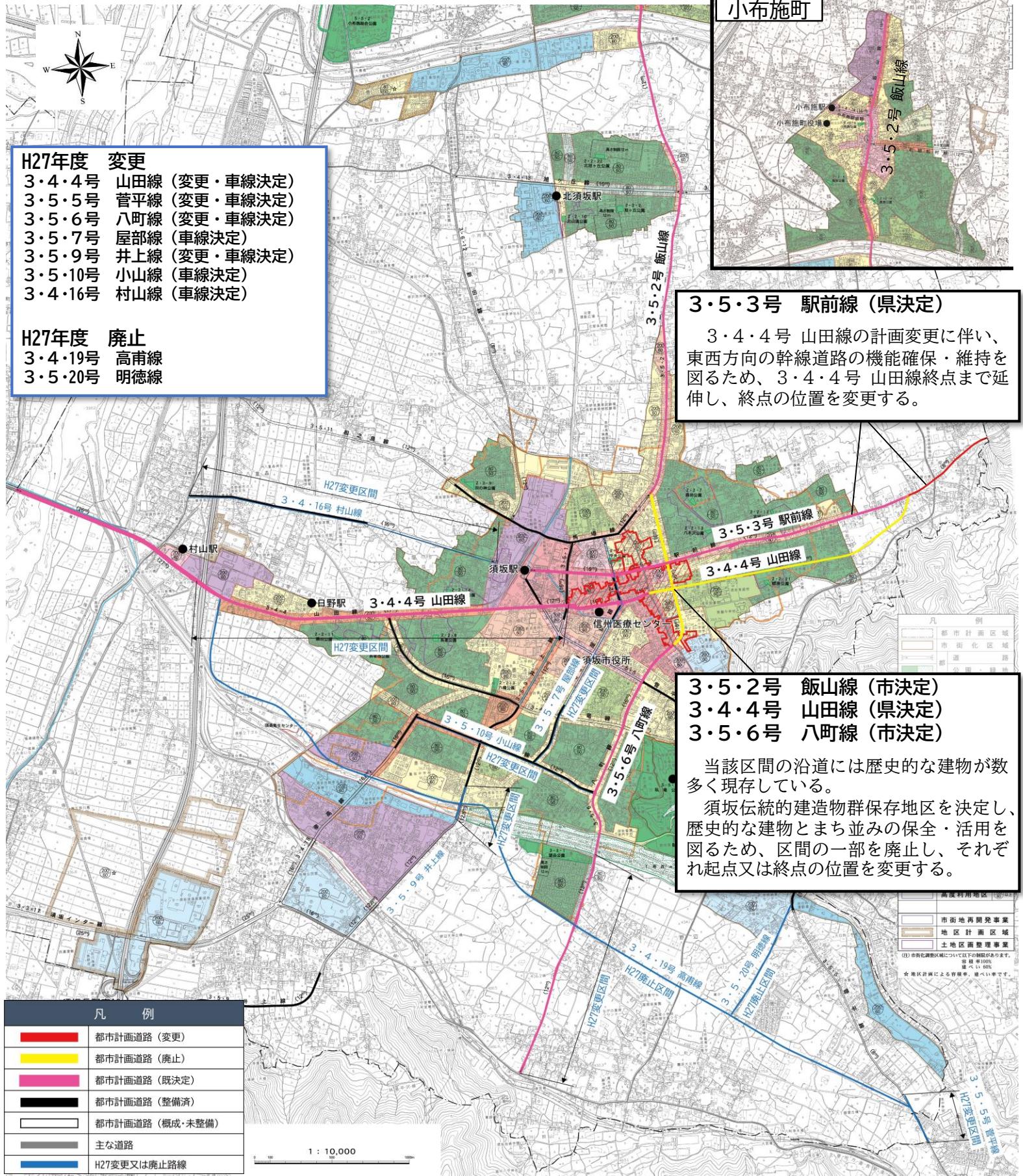
さらに、市街地の一部地区において伝統的建造物群保存地区（都市計画決定）及び重要伝統的建造物群保存地区（国選定）指定に向けた取り組みを行っており、都市計画道路との整合を図る必要が生じ、都市計画道路の再検討を行った。

○見直し手法

- ①現状把握（都市特性、交通特性など）
- ②見直し方針の設定と見直し検討路線（区間）の選定
- ③道路機能の評価（交通機能、代替の可能性など）
- ④評価結果の検証（道路網構成、需給バランスなど）
- ⑤都市計画見直し案策定（存続・変更・廃止など）

○見直しの経緯

- 平成17年度 須坂市幹線道路整備プログラムの策定
- 平成19年度 須坂市都市計画道路網検討委員会による検討
- 平成22年度 見直し案の公表、パブリックコメントの実施、地域別説明会の開催
- 平成27年度 須坂市都市計画審議会・長野県都市計画審議会の開催
- 令和元～3年度 第2回都市計画道路見直し検討
- 令和4年度 地元説明会（計3回開催）



凡 例	
—	都市計画道路（変更）
—	都市計画道路（廃止）
—	都市計画道路（既決定）
—	都市計画道路（整備済）
—	都市計画道路（概成・未整備）
—	主な道路
—	H27変更又は廃止路線

3・5・3号 駅前線（県決定）
3・4・4号 山田線の計画変更に伴い、東西方向の幹線道路の機能確保・維持を図るため、3・4・4号 山田線終点まで延伸し、終点の位置を変更する。

3・5・2号 飯山線（市決定）
3・4・4号 山田線（県決定）
3・5・6号 八町線（市決定）
当該区間の沿道には歴史的な建物が数多く現存している。須坂伝統的建造物群保存地区を決定し、歴史的な建物とまち並みの保全・活用を図るため、区間の一部を廃止し、それぞれ起点又は終点の位置を変更する。